

介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書

現在、社会保障審議会介護保険部会においては、「軽度者（要支援、要介護1・2）に対する訪問介護の生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し」「要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービス全て）を地域支援事業へ移行」「利用料2割負担への引き上げ」「2号被保険者の対象年齢の拡大」など、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が本格化している。

その中では、「介護保険利用者の約8割を占める要介護1・2までの利用者を地域支援事業に移行することについては、平成27年度から開始された要支援者への訪問介護、通所介護の地域支援事業の効果等の検証を行った上で、制度の見直しを検討すべき」あるいは、「被保険者の範囲の拡大については、40歳未満は子育ての負担があり、むしろ支援が必要」など、委員からさまざまな指摘がある。

また、介護報酬の改定が行われた平成27年度は、報酬改定がその一因となり、経営が悪化する介護事業所が増加している実情もある。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 現在、制度の見直しを検討している軽度者（要支援、要介護1・2）に対する各種サービスなどその他の給付の地域支援事業への移行、利用者負担、被保険者の範囲については、前回の制度改正後の施行状況などを十分に検証するとともに、低所得者への負担軽減策にも配慮し、全ての国民にとって、公平性が確保され、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けられることができる制度を維持する観点で行うこと。
- 2 介護人材の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。
また、その際には、利用者の負担増を招かないよう、国において財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連